

過疎地域等における包括的な支援体制 整備のための新たな仕組みについて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

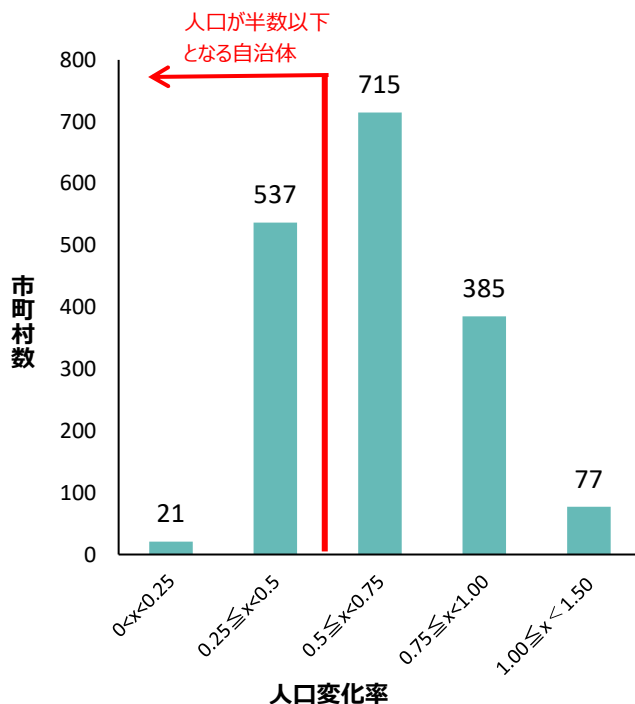
- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（現状・課題）

現状・課題

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる。こうした中で、過疎地域等においては、対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要があるが、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要がある、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生2.0基本構想」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

《2050年人口の変化率別市区町村数》 （2015年人口比）



（出典）国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」（令和 3 年 6 月）

《持続可能な地方行財政の在り方に関する 研究会報告書（抜粋）》（令和 7 年 6 月）

1. 人材不足等の状況

- 生産年齢人口はピーク時から約1100万人減少し、既に自治体では専門人材等の人材不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代の退職によって今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること
- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援
- 国としても具体的な対応策について一定の選択肢を示す

3. 公務人材の確保

- 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

《重層的支援体制整備事業実施率》 （人口規模別／令和 6 年度）

市町村の人口規模	事業実施率
1 万人未満	6.6%
1 万人以上～ 3 万人未満	13.7%
3 万人以上～ 5 万人未満	20.9%
5 万人以上～ 10 万人未満	29.1%
10 万人以上～ 20 万人未満	35.8%
20 万人以上～ 30 万人未満	47.9%
30 万人以上～ 40 万人未満	63.3%
40 万人以上～ 50 万人未満	78.9%
50 万人以上	57.1%

（出典）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和 6 年 1 月 1 日時点）より作成

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（論点①）

論点①

- 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。なお、詳細（必要な人員体制等）については、自治体の意見も聞きつつ、モデル事業等を実施した上で、実態に即した内容となるよう検討を進める。

（各分野の相談支援・地域づくり事業の体制整備）

- ・ 高齢、こども、障害、生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、既存事業の機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく機能別に構造化し、包括的な実施を可能とするため、配置基準等を柔軟化。
- ・ 相談支援は、一次相談対応に必要な分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。専門的相談対応等を行うため、都道府県や近隣市等との連携体制構築を要件化。
- ・ 地域づくりは、地域活動コーディネーターを配置。コーディネーターは福祉分野に加え、福祉以外のまちづくり分野等の役割も兼ねる。地域活動・拠点運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化。分野・属性を問わない取組支援を可能とする。これらについて、地域運営組織（RMO）と一体的に実施することも想定。

（相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する事業）

- ・ 重層的支援体制整備事業よりも簡素なものとし、地域との連携・協働機能の強化を図る内容とする。

《具体的なイメージ（案）》

＜相談支援＞

都道府県 近隣市等 専門職団体等

※連携体制の確保

専門相談対応

- ・ 地域の事業者で対応が困難なケースの助言等対応を行う。
（※）支援拒否、虐待事案等、緊急的な対応相談を想定。
- ・ 都道府県や近隣市等との連携体制を構築することを要件とし、後方支援を受けられる体制とする。

一次相談対応

- ・ 分野・属性問わず包括的に相談を受け止め、アセスメントし、支援・サービスにつなげる。
- ・ 専門的な内容は、市町村内の専門相談対応につなぐ又は都道府県や近隣市等との連携体制を構築した広域対応につなげる。
- ・ 分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。

地域との連携・協働の強化

＜地域づくり＞

地域活動運営機能

- ・ 既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民発意に基づく分野・属性を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。

地域活動コーディネート機能

- ・ 住民ニーズ・住民発意を尊重した地域活動創出のコーディネートを行うため、コーディネーターを配置。
- ・ 生活支援コーディネーターや生活困窮相談員等の福祉分野に加え、集落支援員等、地域振興分野の役割も兼ねることとし、住民発意に基づき分野・属性を問わない取組支援を可能とする。

地域運営組織と一体的に実施することも想定 3

①人材づくり（相談対応人材の共通化、地域づくり人材の一本化）

②地域住民参画支援（地域運営組織（RMO）などとの連携）

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（論点②）

論点②

（対象地域・実施要件）

- ・ 人口規模が小さい、人口減少が進行している等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県や国が確認
- ※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること 等

（市町村への補助の在り方）

- ・ 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行える仕組み
- ※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする

地域共生社会の実現に向けた取組 （包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）

地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

（第4条第2項）

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

（第4条第3項）

包括的な支援体制の整備

（第106条の3）

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制（※）の整備に努めることを義務づけ

（※）以下、3点の機能を有する体制

- ①地域住民同士が支え合う機能
- ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

（第106条の4）

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

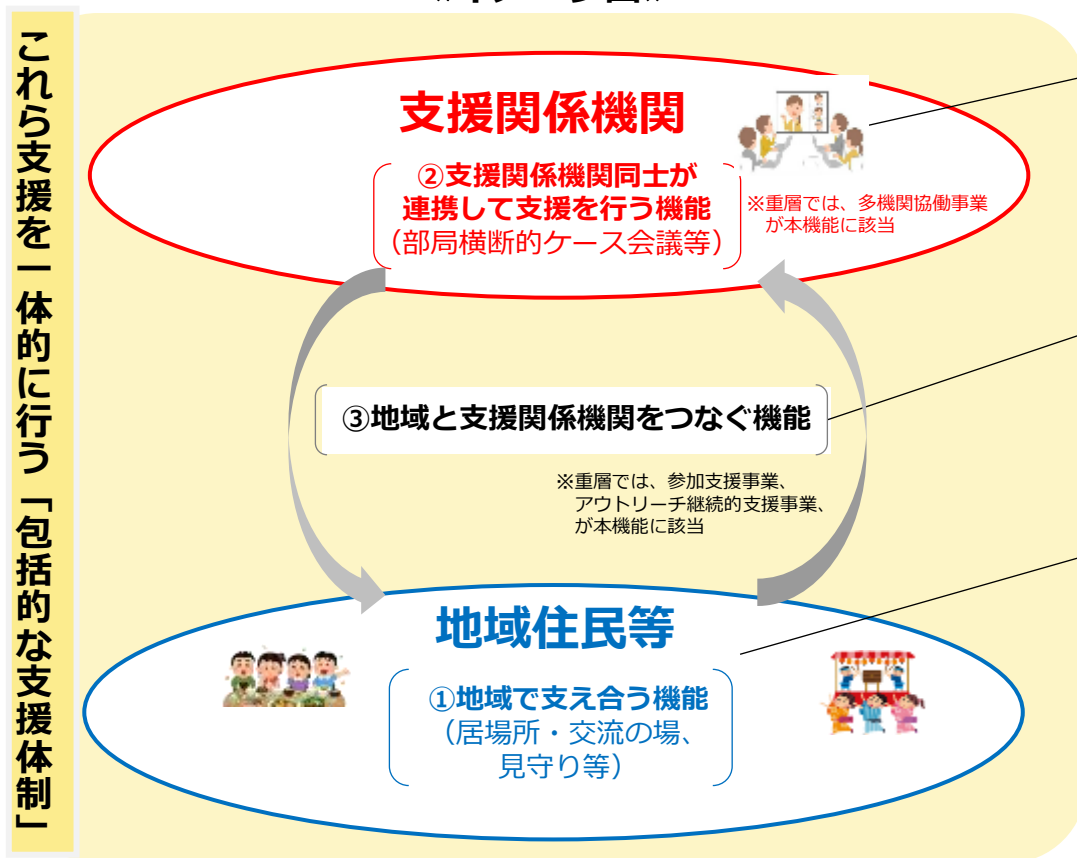
包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

（任意事業：全国473箇所（R7予定））

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 (※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
 市町村は、地域の实情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層事業を実施した市町村にのみ追加の財政支援を実施

各制度の配置基準等①（相談支援事業）

分野	機関／事業名		実施自治体数／設置箇所数	人員配置基準	(小規模自治体等における) 基準の柔軟化
介護	地域包括支援センター ※市町村は、介護保険法第115条の45第2項において、総合相談支援を含む包括的支援事業を実施するものとされており、同法第115条の46第2項において、当該事業を実施する施設として地域包括支援センターを設置することができると規定。		1,741市町村／5,451カ所 (令和6年4月時点)	○担当区域における第一号被保険者が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに次のとおり。【省令で規定】 ・保健師（又は準ずる者） 1人 ・社会福祉士（〃） 1人 ・主任介護支援専門員（〃） 1人 (地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数圏域の高齢者数を合算して3職種を配置することも可能) ○常勤専従要件あり（ただし、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることができる）	○第一号被保険者の数に応じて次のとおり。【省令で規定】 【概ね2000人以上3000人未満】 ・常勤専従の保健師等を1人、及び ・常勤専従の福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人。 【概ね1000人以上2000人未満】 ・保健師等・社会福祉士等・主任介護支援員等のうち2人（うち1人は常勤専従） 【概ね1000人未満】 ・保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち1人又は2人 ○兼務可（小規模市町村で、適切な事務遂行を確保できる場合）
	障害	障害者相談支援事業 ※障害差総合支援法第77条第1項第3号において、地域生活支援事業の一つとして行うものとする規定。		1,741市町村 (複数市町村による共同実施可) ／－	○特段定めなし（指定特定相談支援事業所等へ委託する場合は、常勤の相談支援専門員が配置されている必要あり）。 ○常勤専従要件なし。
子ども	利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第59条第1号において、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、行う事業として規定。	基本型	592市町村／1,444カ所	○1事業所1名以上配置。専任。 ○研修を受講し実務経験がある又はこども家庭ソーシャルワーカーに該当する者を要件。	－
		特定型	258市町村／391カ所	○1事業所1名以上配置。専任。 ○研修を修了していることが望ましい。	－
		こども家庭センター型 ※児童福祉法第10条の2において設置を努力義務としている	1,409市町村／2,117カ所 ※令和8年度までは右記人員配置基準の一部を満たす自治体も実施自治体に含む	○センター長を1カ所1名配置。 ○母子保健・児童福祉双方業務の両機能の十分な知識を有し、俯瞰した立場で実務マネジメントを行う統括支援員を1名配置 ○母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師またはソーシャルワーカー（社会福祉士等）を1名以上配置。専任が望ましい。 ○児童福祉機能の運営職員として、自治体規模に応じ、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置。	○小規模自治体等、実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務可。 ○児童福祉機能運営職員は、小規模A型（人口5万人未満に限る。）では、母子機能と児童福祉機能を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可。
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 ※生活困窮者自立支援法第5条第1項において、事業を行うものとする規定。（*）		906自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村計)／1372機関	○主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の配置が基本。 ○主任相談支援員等は原則研修終了者。 ○常勤専従要件なし。	都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可。

（*）福祉事務所未設置町村は、一次相談支援事業を実施。実施町村数は103町村。人員配置基準等は定めなし。

各制度の配置基準等②（地域づくり事業）

分野	機関／事業名	実施自治体数／設置箇所数	人員配置基準
介護	生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条の45第2項において、地域支援事業の一つとして、事業を行うものとする規定されている。	1,741市町村	・生活支援コーディネーターを第1層（市町村区域）及び第2層（日常生活圏域）ごとに配置。（配置人数は任意。） ・第1層と第2層を兼務することや複数の第2層を担当することも可。 ・資格要件はなし（コーディネート機能を適切に担うことができる者） ・常勤専従要件なし。他の制度に位置づけられる職種と兼務可。
	地域介護予防活動支援事業 ※介護保険法第115条の45第1項において、介護予防・日常生活支援総合事業の一つとして、事業を行うものとする規定されている。	1,741市町村	－
障害	地域活動支援センター事業 【基礎的事業】 ※障害者総合支援法第77条において、市町村は地域生活支援事業として行うものとする規定。	1,499市町村 ※自立支援振興室調べ （令和5年度末時点）	【省令で規定】 ・施設長1人、指導員2人以上配置。 ・施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、同センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。
子ども	地域子育て支援拠点事業（一般型） ※子ども・子育て支援法第59条第9号において、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、行う事業として規定。	1,456市町村／6,636力所	・子育ての知識・経験を有する等の者を2名以上配置 ・専任
	地域子育て支援拠点事業（連携型）	203市町村／1,062力所	・相当の知識・経験を有する者を1名以上を配置 ・専任
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	550自治体 ※令和6年度末時点	－

地域共生社会の実現に向けた、障害福祉における相談支援・地域づくりの取組（事例）

- ◆ 障害福祉における支援ニーズは複雑・複合化している状況。このため、障害福祉も他制度と連携することで、多機関協働による包括的な支援を行うことに加え、こうした個別課題への対応を通じて地域課題の把握につなげている。
- ◆ 障害者自身も、障害の特性に応じて支援者・担い手としての活動を行い、地域住民等との関わりをもつことで、地域における障害のある方への理解の促進や地域の活性化の一助となっている。

✓ 相談支援の対応事例

- ① 市から委託している障害者相談支援事業者が民生委員からの情報提供を受けて、いわゆる「ごみ屋敷」を訪問したところ、強い支援拒否があった→市の担当課や基幹相談支援センター、社会福祉協議会等の**多機関協働による支援チーム**をつくり、包括的に対応
- ② 指定計画相談支援の利用者の保護者について、認知症状が進んでいる疑い→基幹相談支援センターに相談→状況を再確認したうえで、地域包括支援センターへつなぎ、その後は**連携しながら世帯への支援を展開**
- ③ 指定障害児相談支援の利用者の自宅を訪問したところ、ダブルケア状態であることが分かった→基幹相談支援センターに相談→市の担当課や地域包括支援センターを巻き込んで**世帯支援のための支援会議を開催**

➔ これら①～③の事例について、（自立支援）協議会に報告し、**地域課題として共有**

✓ 地域づくりの対応事例

- ① 地域活動支援センターで総菜の調理、食堂や移動販売等を通じて地域住民の食を支援。一人暮らしのお宅への訪問・配送を通じ、**障害の特性や障害の有無を超えた支え合いの環境を構築**
 - ② 近隣大学で対人援助職の資格取得を目指す学生を実習生として地域活動支援センターで受け入れ。**将来の福祉の担い手育成に貢献**するとともに、障害への理解を持った市民を増やす取組に発展
 - ③ 手帳を持っていない方も地域活動支援センターに集い、そのような方々の悩みを聞きながら、必要に応じて**行政等の関係機関につなぐ連携のハブ**になっている
- ➔ 障害者が支援活動や課題解決の取組に参画することで、**地域の活性化にも寄与**

論点 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 現在、社会保障審議会福祉部会において、過疎地域等における包括的な支援体制整備（高齢、こども、障害、生活困窮の相談支援・地域づくり事業の包括的実施の枠組み）について、検討が進められているところ。
- この過疎地域等における新たな仕組みが創設された場合、対象となる自治体はこの仕組みを活用することにより、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようになるが、今後の福祉部会での検討に当たって、障害者部会として留意すべきことはあるか。

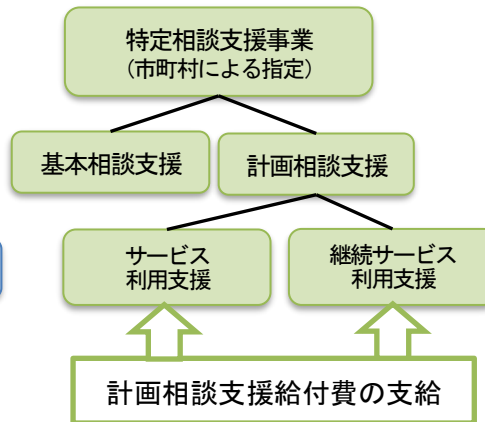
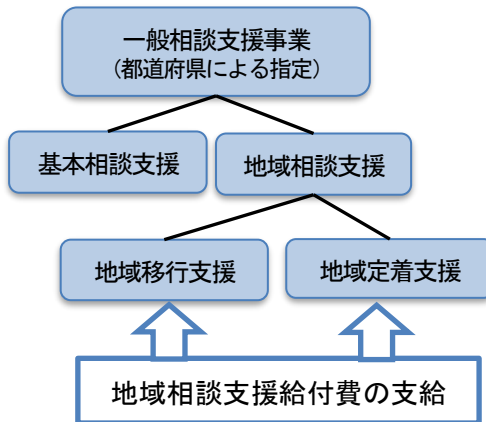
※ なお、10月9日の介護保険部会でも、この新たな仕組みについて議論が行われている。

参 考 資 料

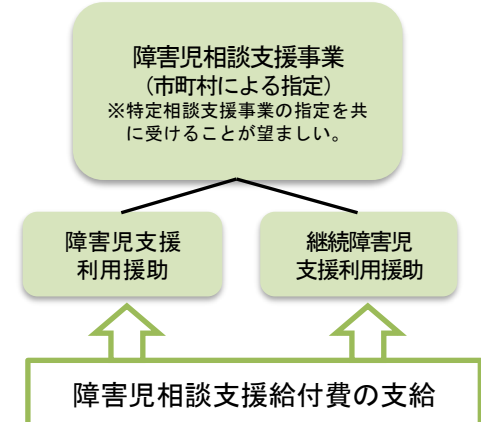
障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援

<障害者総合支援法>



<児童福祉法>



地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能

障害者相談支援事業（必須事業）
※主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援を行う（基本相談支援のみを行う場合等）。

地方交付税措置

基幹相談支援センター
※地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。

地方交付税措置



基幹相談支援センター
機能強化事業（補助金）

#

事業概要

- 市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
- また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

根拠条文

- 障害者総合支援法第77条
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

実施主体等

- 市町村（指定特定・指定一般相談支援事業者への委託も可）
※ 事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価等をを行うことが適当
- 地域生活支援事業（必須事業）
- 地方交付税により実施
- 相談支援体制については、協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ適切な形で整備（広域での実施も可）

事業の具体的内容

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利の擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介
- 等

地域活動支援センターの概要

根拠: 障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準: 地域活動支援センターの設備及び運営に関する
基準(平成18年厚生労働省令)

目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設(法第5条第1項第27号)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能

事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

設置要件等

- 10人以上の人員が利用できる規模(※ 創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備)
- 施設長1名、指導員2名以上の職員を配置

補助内容

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)
- 手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」(地域生活支援事業費等補助金)として、国庫補助を実施(国1/2以内、都道府県1/4以内)

施設数等

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数(箇所)	2,935	2,849	2,824	2,794	2,765
定員数(人)	48,703	47,689	47,202	46,780	46,964

出典) 社会福祉施設等調査
(各年10月1日時点)

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（共生・共助）

国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため、外国人を含む人材確保対策を進める。ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援するとともに、NPO等民間団体と連携した若者支援を推進する。多世代参画の下、多様な主体が連携し地域社会の課題解決に横断的に取り組むためのプラットフォーム¹⁸⁰の構築や生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備を推進する。

貧困の連鎖を防ぐためのこどもの学習・生活支援や住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化する。

180 地域運営組織（RMO：Region Management Organization）を含む。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策